



三鷹市保育のガイドライン 概要版

『保育のガイドライン』は、公立保育園の保育実践を踏まえつつ私立保育園等、多様な子育て支援施設との連携や協働の中で大切にしてきた保育の基本的な考え方や、保育の質の確保すべき基準を示している。

○保育のガイドライン改訂の背景○

保育所保育指針が平成29年3月に告示、平成30年4月に施行された。子どもをめぐる状況は、子ども・子育て支援新制度の施行や1, 2歳児を中心に保育所利用児童数が大幅に増加するなど、大きく変化している。保育所保育指針の改訂を受け、三鷹市保育のガイドラインも保育所保育指針に沿った内容へと充実を図る。

○保育所保育指針改定のポイント○

保育所保育新指針改定のポイントは、次の6点となっている。①乳児保育・3歳未満児の保育の充実 ②養護の意義の強調 ③幼児保育における環境を通じた教育を担う自覚とそのための計画・評価力の強化 ④子育て支援の充実 ⑤大きな災害への備え ⑥職場づくりとキャリアパスづくり

○保育所保育指針を踏まえた三鷹市保育のガイドライン改訂のポイント○

第1章 三鷹市の保育園

子どもの最善の利益を考慮し、子ども自らが主体的に遊びを展開し、様々なことを学ぶために最もふさわしい生活の場

第2章 保育の内容

養護と教育の一体的な展開
応答的で温かな対応が基盤となる保育

第3章 健康及び安全

大きな災害への備えと健康及び安全への配慮

第4章 子育て支援

全ての子どもの健やかな育ちを実現する

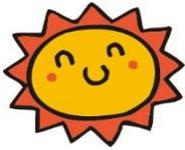
- ・ 保育園の保護者に対する子育て支援
- ・ 地域の保護者に対する子育て支援

第5章 職員の資質の向上

職員の専門性の向上を目指す職場づくりと研修の充実

平成30年4月

三鷹市子ども政策部子ども育成課



第1章 三鷹市の保育園

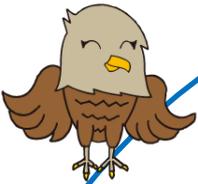
三鷹市の 子どもの状況

全国的に少子化と言われているが三鷹市では就学前児童人口は微増の傾向にある

三鷹市の保育園を 取り巻く現状と課題

多様なサービスの充実
保育の質の維持と向上
ライフ・ワーク・バランスの実現
待機児童対策
子育て支援の充実

三鷹市の保育



<保育理念>

「夢を持ち、明日に向かって行動し友だちと共感する子どもを育む」
～心豊かな体験の中で未来をつくり出す力と人間力の基礎を作る～

- 1 子どもに愛情をもって応えることや共感の姿勢をもつ
- 2 「子どもは育つ力を持っている」「子どもは仲間の中で大きく育つ」という確信をもつ
- 3 子育てのパートナーとしての意識を持つ

<保育者の基本姿勢>

子どもは大人の姿を見て育つ。夢を抱く大人の側で夢を抱く子どもが育ち、情緒豊かな大人の側で子どもの豊かな感性が育ち、人を愛する大人の側で自分の命も他人の命も大事にする子どもが育っていく。三鷹の子どもに関わる私たちは、いつでもゆとりを持ち、思慮深く、魅力的な大人であることに努める。

<保育園の役割>

- 1 子どもの最善の利益を守る
- 2 その時々子どもにとって最もふさわしい生活の場を目指す
- 3 保護者の気持ちに寄り添う
- 4 地域の子育て家庭に対する支援をする
- 5 子ども家庭支援センター、子ども発達支援センター、小学校など、様々な関係機関と連携を図る

保育園の社会的責任

- 1 子どもの人権の尊重
- 2 個人情報の保護
- 3 苦情解決

計画及び記録と評価

- 1 計画を立て実行する
- 2 実行した保育を振り返り評価する
- 3 明日への保育につなげるために計画を改善する



第2章 保育の内容

『三鷹市乳幼児期保育・教育共通カリキュラム』も参考にする

保育園の方針や地域性などを反映させ、子どもの発達過程を踏まえた保育を展開していく

養護と教育を一体的に行う

保育者はどんな場面でも子どもの気持ちに寄り添い、気持ちを受け止めながら（養護）、様々な活動を通して発達を支援していく（教育）。保育は、養護と教育が一体になっている

適当な環境

保育の環境には、保育士や子どもなどの人的環境、施設や遊具などの物的環境、自然や社会の事象などがある。応答的な関わりの中で愛着関係を形成し、やりたいことが存分にできる環境を整えることを重視する

子どもの主体性を大切に

一人ひとりの子どもの主体性を尊重し、子どもが興味をもち、自ら遊びや活動を展開していくよう保育者は見守り支えていく

発達過程に応じた保育

一律に同じことをやらせようとするのではなく、個人差を尊重した保育を行う

小学校との連携

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有し、円滑に接続できるようにする



生活や遊びを通して行う保育

保育者が主導的に何かをやらせるのではなく、生活や遊びを通じた学びを積み重ねていく。5領域の視点を持って活動に偏りがないよう配慮する

第3章 健康及び安全

子どもへの健康支援

日頃から子どもの健康、発達状態を把握する
疾病、保育中の事故への対策やアレルギー疾患児などへの適切な対応をする

健康で安全な環境を整える

室内外の環境の整備を行う
重大な事故を防止する
（睡眠時、水あそび、食事中は特に重大事故につながりやすいので注意する）

食育

保育園の食事を通して、子どもたちや保護者に食の大切さを伝える
食事の楽しさを伝えながら、食材や料理に関心を持つようにする



災害への備え

子どもの安全を最優先に！！
災害や不審者を想定しての訓練を行い安全対策に努める

第4章 子育て支援

子育て支援

保育園を利用している保護者への子育て支援

どうしたらいいかしら？

いっしょに考えましょう



保育園と家庭は子育てのパートナー
共に育て共に育ちあう精神で
保護者の自己決定を尊重

地域の保護者などへの子育て支援



あそびましょ
園庭開放
育児相談
行事への招待
図書の貸し出し
世代間交流など

地域の子育て支援・次世
代育成は保育園の役割

虐待されている
みたい

発達が心配

こんなときは…

★三鷹市では様々な機関と連携して支援を行う体制が作られています
保育園だけでなく関係機関と連携し適切な支援をしていきましょう



第5章 職員の資質向上

保育園職員としての姿勢

子どもの健全な発達を支えるため、保育園の職員として、それぞれが人間性や職務内容に応じた専門性を、日々高める意識を持つ



職員間の連携

保育園はさまざまな職員で運営されているため、保育の方向性について職員間で共通理解を持ち、意見交換や情報を共有していく

職員研修

保育の質の向上のため、保育を振り返り、研修内容を選択し、実施していく

保育園職員としての 気をつけたい言動と態度

子どもたちへのかかわり、保護者対応など、保育者としての自覚と緊張感を持って日々の保育をおこなう

園長の責務

自らのリーダーシップや園長としての専門性の向上に努める
また、職員の資質向上のための組織的な取り組みをおこなう